

令和元年11月市会代表質問要旨

国本 友利 議員（公明）

左京区選出の国本友利でございます。吉田孝雄議員に引き続き、公明党京都市会議員団を代表して市政一般について質問をいたします。市長ならびに関係理事者におかれましては明快な答弁をいただきますようお願い申し上げます。

（観光政策について）

本市の観光政策についてお伺いいたします。

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野です。経済波及効果の大きい観光は、世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大などの効果を期待できます。さらに、世界中の人々が日本の魅力を発見し、伝播することによる諸外国との相互理解の増進も同時に期待できます。訪日観光の振興と同時に、国内旅行振興も重要であります。そのため、地域が一丸となって個性あふれる観光地域を作り上げ、その魅力を自ら積極的に発信していくことで、広く観光客を呼び込み、地域の経済を潤し、ひいては住民にとって誇りと愛着の持てる、活気にあふれた地域社会を築いていくことが観光立国には不可欠であります。

政府は2016年に「明日の日本を支える観光ビジョン」を掲げ、2018年は外国人観光客が過去最高の3119万人に達しました。更に来年2020年は4000万人、2030年には6000万人を目指すとされています。

本市においては、2018年の観光客数は5,275万人で、その内、外国人観光客は日帰り、宿泊をあわせ、805万人となっております。また、観光消費額は1兆3,082億円と過去最高を達成し、今後も観光客数、観光消費額の増加が期待できます。

しかしながら、一部の観光地に観光客が集中し、市民生活に影響を与えている現状にも向き合わなければなりません。

本年10月25日～26日に北海道において、G20観光大臣会合が開かれました。この会議では日本を議長国として各国の観光担当大臣や観光関連機関の代表などが、世界共通の課題である「SDGs（持続可能な開発目標）に対する観光の貢献」をテーマに議論がなされ、各国共通の課題としてオーバーツーリズムの克服に向けた共同宣言が採択されました。

この共同宣言では、観光は世界的に最も成長し、かつ強靭性のある経済活動の一つであり、持続的成長が見込まれ、多様な雇用を創出するという前提を踏まえつつ、一方で、観光の成長は自然資源の保護と活用、環境・気候的影響、生物多様性、社会・文化的影響、インフラ、輸送・労働条件と労働市場、安全、混雑対策並びに受入地域との関係性において、数々の困難を生み出すとの見解も示されています。

その上で、訪問者と地域社会双方に恩恵のあるマネジメントが重要であると位置づけ、オーバーツーリズム対策は日本だけでなく、各国共通で取り組むべき課題と認識されました。

観光庁の発表によると日本においては全国的な傾向として、オーバーツーリズムは広く発生していないとされ、京都市を含む一部の有名観光地のある自治体に外国人観光客が集中しているのが現状であります。

その中にあっても私は世界文化自由都市宣言を掲げた京都市が外国人観光客を拒絶するような排他的な都市に陥ってはならないと考えます。

1 今後、外国人観光客の増加が見込まれる中にあって、本市のオーバーツーリズムに対する取組みが全国の観光政策のモデルとなることは間違ひありません。本市では11月20日に市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けた基本指針と具体的方策についての中間とりまとめを発表されたところです。

その中では重点取組として、混雑への対応、宿泊施設の急増に伴う課題への対応、観光客マナー違反への対応を掲げられ、4項目50事業を新たに充実・強化していくとされています。そこで、本市の目指す市民生活との調和を最重要視した観光都市としてのビジョンと今後の方針について市長の考えをお伺いいたします。<市長答弁>

(建設土木事業者の担い手確保について)

次に、地域を守る建設土木事業者の担い手を確保するための取組について質問を致します。

近年、地震、風水害と想定を超える大規模な自然災害が頻発しています。

昨年は大阪府北部地震、西日本豪雨、台風21号により本市において、多くの被害が発生を致しました。また、本年は台風15号、19号の発生で、東日本を中心に強風による被害や河川堤防の決壊などによる浸水により、深刻な被害となりました。

これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し被害を最小限に食い止めるためには、早期の河川や道路の復旧など、地域の建設事業者の協力が必要不可欠であります。

一方で少子高齢化、人口減少社会において、地域の建設事業者において人材確保が年々難しくなっています。建設業界の活性化による担い手確保のた

めには、公共工事の施工時期の平準化をはじめ、長時間労働の是正、週休2日の確保など働き方改革を促進し、建設産業の魅力の向上に努め、若年者の就職につなげることも重要であります。

国においては、平成26年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を「担い手3法」として規定しました。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られました。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、生産性の向上など、取り組むべき課題に対応し、5年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手3法」として、再び品確法と建設業法・入契法を一体的に改正しました。

また、国土交通省においては「地方公共団体における平準化の取組事例について」として先進的取組事例集を地方公共団体からの要望を受け公表しています。

公共工事の多くは単年度施工であり、工期が年度末に集中する傾向にあります。そのため、完成時期が年度末に集中しないように年間を通じた分散化を図り、かつ働き方改革に結びつく施工時期の平準化が必要です。

施工時期の平準化により、年間を通して、労働者の仕事並びに収入が確保され事業者については経営の健全化と安定化が図れることとなります

それにより、週休2日制などの計画的な休日確保や技術者・技能者の安定した収入の確保など、労働者の待遇が改善されると考えます。

また事業者の建設重機など機材の稼働率向上により事業者における建設機械等の保有の促進が図れ、建設業における災害時にスピード感を持った対応が期待できるところです。

あわせて、発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避することも重要です。

これらの公共工事の平準化の取組みについては、地域の建設土木事業者の担い手確保だけでなく、ひいては災害時をはじめ、市民の安心安全に寄与する取組と考えます。そこで、

2 「新・担い手3法」を踏まえ、地域を守る建設土木工事の担い手の確保のための、公共工事の施工時期の平準化並びに、建設労働者の待遇改善につながる週休2日制の取組みについて、本市の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

＜鈴木副市長答弁＞

(防災教育について)

最後に、学校現場における防災教育の更なる推進についてお伺いいたします。

近年、東日本大震災をはじめ、熊本地震、北海道胆振東部地震、大阪府北部地震など大規模地震や毎年のように起こる大雨、台風による風水害が多発しております、多数の尊い人命が自然災害により失われています。

このような状況の中で、全国的に防災・減災に対する意識も高まりつつあります。本市においては学区の自主防災会を中心に自助・共助の取組みを進められています。

その中にあって、子どもたちに対する防災教育は極めて重要であると考えます。いざというときに、子どもたちが自分で考え方行動する力を養う事は生きるための教育であると考えます。

学校における防災教育は子どもたちに災害に対する心構えや知識を養うとともにその保護者や地域にも波及していきます。更にはその子どもたちが大人になった時の防災意識の基礎となるものとなります。

京都市においては各教科・領域の単元・題材の中から防災教育で育てるべき力と関連の深いものを系統的にまとめた「京都市防災教育スタンダード」を作成し、平成24年10月に小・中学校、総合支援学校の教員に配布し活用されています。

また、平成28年度の小中学校教科版指導計画の改訂に合わせて、防災教育の視点を持った教科・領域の指導をより一層進めるため、平成28年7月に改訂版を作成されています。

また、平成25年からは左京区の養徳小学校を、教育委員会でセーフスクール推進事業に指定し取組が進められています。このセーフスクール推進事業は学校教育全体を通じ、学校、家庭、地域が連携した組織的・体系的な防災教育をはじめとする「安全教育」の在り方や、学校における危機発生時の安全管理マニュアルの整備をはじめとする安全管理の徹底について、研究を進めてきています。

具体的には学校における防災教育について子どもたちが教員から一方的に教えられるだけでなく、自ら考え、行動できる力を養う事ができるよう、子どもたち自ら、通学路の安全点検やその対策を考えることや大規模災害時の避難所で、どのように行動するかをグループ単位で学習し地域の皆様に発表するなどの取組を続けています。

こうした取組みは子どもたちの能動的学习であり、生徒が主体となって、知識の習得とその実践を能動的に行うアクティブラーニングそのものです。それにより、子どもたちが、自ら考え、行動する力、人間力を養うための教

育の一環であると高く評価しています。

更に、子どもたちの防災意識の醸成だけにとどまらず、保護者、地域へと自然と広がっています。このセーフスクール推進事業は養徳小学校にとどまらず、平成28年度以降、指定校が順次拡大をされています。

さらに、平成30年度からは文部科学省の学校安全総合支援事業として、モデル地域・拠点校として設定した学校を中心として、学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携等を促進し、学校安全の取組の一層の推進が図られています。そこで、

- 3 セーフスクール推進事業や学校安全総合支援事業におけるモデル校の取組成果を活かし、全小中学校へ展開していく事が有効と考えますがいかがでしょうか。今後の方針について教育長のお考えをお伺いいたします。<教育長答弁>

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。